

東京都と消費者庁が合同で調査！

大手事業者を名乗る 架空請求に 注意しましょう！



未納料金が発生している
ので、本日中に連絡がない
場合は法的処置に移行
します！

一度支払いをもらった後、
返金されます。



覚えがないです！



相談事例

大手事業者を名乗る架空請求事業者（※）より、「未納料金が発生しているので、本日中に連絡がない場合は法的措置に移行する。」とのSMSが届いた。SMS記載の電話番号に連絡すると氏名と生年月日を尋ねられたうえ、1年前に動画サイトを利用した際の料金29万6千円を請求された。「覚えがない。」と主張したが、「確かに1年前の日付で入会手続きをし、翌日退会した記録がある。誤操作の場合は返金制度が適用されるので、まずはいったん支払うように。」とのことだった。そこで、インターネットで使用するギフト券（金券）をコンビニで購入し、ギフト券に記載された番号を電話で連絡した。返金について尋ねたところ、「あなたは他にも未納料金がある。それが支払われていないため、返金制度は適用できない。」と言われた。

※アマゾンジャパン・Amazonカスタマーセンター・アマゾンサポートセンター・アマゾンジャパン相談窓口・アマゾンマーケティングサービス、ヤフー、DMM等を名乗る架空請求事業者のSMSには電話番号以外、所在や事業内容は掲載されていません。

《裏面につづく》

《表面からの続き》



消費者の皆様へのアドバイス

○架空請求は無視してください。

実在するアマゾンなどの大手事業者は、SMS でその未納料金を請求することはなく、未納料金の支払方法として利用者にギフト券を購入させてその番号を連絡させることもありません。不審な SMS に記載された電話番号に問い合わせの連絡をすると、さらに個人情報を取得された上で、その後も執拗な支払い請求を受けることになります。身に覚えのない料金を請求する SMS は無視し、削除してください。



○ギフト券の購入に応じないでください。

架空請求事業者から言われるままにギフト券を購入し、その番号を相手に伝えると、事業者はすぐにギフト券を使用してしまうので、お金を取り戻すことは非常に困難です。あわててギフト券を購入しないでください。

消費者庁 HP

<http://www.caa.go.jp/>

東京都暮らし WEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>

をご覧ください。

(参考 東京暮らし WEB・消費者庁)

 杉並区役所 Consumer Center Information

杉並区立消費者センター

相談受付時間 午前9時～午後4時(平日)
杉並区天沼 3-19-16 ウェルファーム杉並 3 階

相談電話 **03-3398-3121**

東京都消費生活総合センターもご利用になれます。
(祝日・年末年始を除く) 月～土 (9時～午後5時)

03-3235-1155

